

香川県立図書館特別資料取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、香川県立図書館が所蔵する資料(以下「資料」という。)のうち、利用の制限を行う資料(以下「特別資料」という。)の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(特別資料の指定)

第2条 館長は、資料が次の各号のいずれかに該当するときは、当該資料を特別資料に指定し、利用の制限を行うことができるものとする。

- (1) 法に抵触するもの又は抵触する疑いが強いもの(わいせつ出版物など)
- (2) 人権・プライバシーを侵害するもの又は侵害するおそれのあるもの
- (3) 寄贈又は寄託資料のうち、寄贈者又は寄託者が公開を否とする非公刊資料
- (4) 前各号のほか、館長が特に必要があると認める資料

2 前項の指定は、極力限定して行い、時期を経て再検討するものとする。

(特別資料の保管)

第3条 特別資料は注意書を添付して書庫に別置するものとする。

(利用制限の内容)

第4条 特別資料の利用制限の方法、範囲及び程度については別記事項によるものとし、人権・プライバシー等の保護が図られる必要最小限のものとしなければならない。

(説明義務)

第5条 特別資料を利用に供するときは、利用者に対し、特別資料に指定した趣旨等を十分に説明し、利用者の理解を得なければならない。

(資料研究委員会)

第6条 館長は、第2条第1項の規定に基づく指定及び利用の制限並びに同条第2項の規定に基づく再検討を行おうとするときは、香川県立図書館資料研究委員会(次項において「委員会」という。)の意見を聞くものとする。

2 委員会の設置及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、特別資料の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 差別的表現のある図書等の取扱いについて(昭和57年5月25日施行)は廃止する。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年12月1日から施行する。

別記

利用制限の内容は、以下の事項について検討のうえ決定するものとする。

1 利用方法

- ① 閲覧を禁止する
- ② 特別資料利用申請書（別紙様式）の提出を求め、館長の事前決裁を経て利用に供する

2 対象者

- ① 特定の利用者（18才未満等）についてのみ閲覧制限する。
- ② 全ての利用者について閲覧制限する。

3 範囲

- ① 人権・プライバシーを侵害し、差別を助長するおそれのある該当箇所のみ閲覧制限する。
- ② 資料全体を閲覧制限する。

4 目的

- ① 調査研究を目的とする場合は、閲覧制限しない。
- ② 目的の如何を問わず閲覧制限する。

5 電子情報処理組織を使用して行う手続きの特例

- ① 1 利用方法の規定による申請又は届出については、電子情報処理組織（教育委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請又は届出をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。
- ② 前項の規定により行われる申請又は届出については、香川県教育委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年教育委員会規則第25号）の規程の例による。